

STRIGHT ONE 利用規約

令和 6 年 12 月 17 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

STRIGHT ONE（以下「STRIGHT ONE」といいます。）の契約者は、STRIGHT ONE 利用規約（以下「本規約」といいます。）に同意する限りにおいて、STRIGHT ONE を利用することができるものとし、STRIGHT ONE を利用することにより、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）と、本規約に合意したとみなされるものとしします。

第 1 条（提供機能）

1. STRIGHT ONE は Web サイトに埋め込まれた行動動態追跡プログラム等の実行に係る同意・実行制御を行う SaaS 型のプライバシーツールです。提供機能は下記の通りです。

分類	No.	機能	備考
STRIGHT ONE	1	バナー設定、バナースクリプト発行、クローリング、同意状況確認など	STRIGHT ONE 管理コンソール上で提供
	2	バナースクリプト読込及び同意記録	バナースクリプト毎の個別 URL 及び同意記録 API で提供。1 つのバナースクリプトに対し 1 つのライセンス(以下、「ライセンス」といいます。)が付与されるものとする。

2. STRIGHT ONE のプランは下記の通りです。

プラン	提供制限
Enterprise +	STRIGHT ONE のすべての機能を提供

3. STRIGHT ONE のオプションサービスは、次の通りです。

サービス名	内容
スポットサポート	STRIGHT ONE のサポートサービスであって、別紙 2 に提供条件を定める。

第2条（規約の変更）

1. IIJ は IIJ の判断により、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後の STRIGHT ONE に係る提供条件は、変更後の規約によります。
2. 本規約を変更するときは、IIJ は、当該変更により影響をうけることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。
3. 契約者が、前項に定める本規約の変更の通知を受けた後に STRIGHT ONE を利用する場合には、変更後の本規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

第3条（契約の申込及び拒絶）

1. STRIGHT ONE 契約の申込をしようとする者（以下、「契約申込者」といいます。）は、IIJ 所定の契約サイトにより申込を行うものとします。
2. 契約は、契約申込者の申込操作が完了後、一定期間後に UTC-0 のタイムゾーンに従ってシステム上で申込処理が完了した時点で成立したものととなります。IIJ は、契約成立後に契約成立した旨が記載されたメールを契約者に送付します。なお、契約成立後も第4項の事項のいずれかに該当する場合には遡って契約が無効となる場合があるものとします。この場合、IIJ から可能な範囲で通知するものとします。
3. 一般消費者は、この規約に基づく STRIGHT ONE を利用することはできません。
4. IIJ は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を拒絶することがあります。
 - (1) STRIGHT ONE の提供が技術的または設備能力の面で困難と判断される場合
 - (2) 契約申込者が STRIGHT ONE 契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (3) 契約申込者が第1項の STRIGHT ONE の申込書に意図的に虚偽の内容を記載したとき
 - (4) 契約申込者が、違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて STRIGHT ONE を利用するおそれがあるとき
 - (5) 契約申込者が IIJ 又は STRIGHT ONE の信用を毀損するおそれがある態様で STRIGHT ONE を利用するおそれがあるとき
 - (6) IIJ が提供する STRIGHT ONE を直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様にて STRIGHT ONE を利用するおそれがあるとき
 - (7) 前記の他、IIJ において STRIGHT ONE の提供が困難と判断される場合

第4条（契約期間）

初年度の契約期間は、契約成立日を開始日とし、開始月の13か月目の末日までとなります。

第5条（ライセンスの利用期間）

1. ライセンスの利用期間は契約成立の日から契約満了日までとなります。
2. 契約にライセンスを追加する場合、追加ライセンスの初年度の利用期間は、追加ライセンスの追加された日から契約の満了日までとなります。

第6条（契約の更新）

1. 契約満了日の1か月前（解約申込期限日）までに、契約者又はIIJがIIJ所定の方法により更新しない旨の通知を相手方にしない限り、契約は自動更新となります。更新後の契約期間は初年度の契約満了日の翌日から1年間（更新後の契約開始月の1日から12か月目の末日まで）となります。
2. 契約者は、契約満了日の1か月前までにIIJに通知することにより、更新後のライセンスの数を変更することができるものとします。

第7条（契約解除）

1. 契約者が以下のいずれかに該当する場合、IIJは、契約を解除することができます。
 - (1) 支払期限までに支払いがされなかった場合、契約のステータスが契約中（サスペンド）になり、STRIGHT ONEの機能は提供されますが、設定変更ができなくなります。また、支払期限より60日を経過しても支払がされない場合、契約は解除されます。
 - (2) 不正利用が行われていることが発覚した場合。
 - (3) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき又はIIJの基準による与信審査の結果、不適合となった場合。
 - (4) 前記の他、本規約に定める契約者の義務に違反した場合で、相当の期間を伴った書面による是正の催告を行ったにも拘わらず、当該の期間を徒過してもなお是正されない場合。
2. 前項に定める事由により契約解除となった場合、IIJは、当該契約者のSTRIGHT ONEの再度の利用を抑止するために、解除された契約の管理者（以下「契約管理者」といいます）のアカウント（IIJの運用する「BizRis マイポータル」で登録されたアカウントを指す。以下同じ）に登録されたメールアドレスを保持できるものとします。
3. 前々項に定める事由により契約解除となった場合、IIJは、契約管理者が所属する法人の契約に紐づく全員のアカウントを停止します。

第8条（契約事項の変更）

契約者は、その名称又は住所に変更があったとき（法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、IIJに対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第9条（料金）

1. 契約成立月及び追加ライセンスの追加された月には課金はされないものとします。
2. 料金は、新規契約・追加ライセンスを問わずライセンス毎に DAUU（Daily Average Unique User：日次平均ユニークユーザ）に応じた Tier に基づいて決定されるものとします。料金表及び DAUU の定義は別紙 1：料金表の通りです。新規契約・追加ライセンスを問わず、申込時の Tier は契約者の申告により決定されます。
3. 契約期間中にライセンスが追加された場合、追加ライセンスの料金は、追加ライセンスの Tier の月額料金に追加ライセンスの追加された月の翌月から契約満了日までの月数を乗じた額とします。
4. 契約期間中であっても契約満了日の 5 か月より前において、直近 3 か月間の各月の DAUU がいずれも契約中の Tier の DAUU を超過している場合、上位 Tier に変更となります。変更後の Tier は、直近 3 か月の各月の DAUU の平均値（少数点以下は切捨て、各月の $\text{DAUU} \div 3$ で算出）を元に決定され、契約の残存期間に変更後の Tier の料金が適用されるものとします。DAUU の値の如何にかかわらず、契約期間中に下位 Tier に変更されることはありません。
5. 契約更新後の料金決定については次のとおりとします。
 - (1) 契約満了日まで 5 か月以上残存する場合で、契約満了日の直近 5 か月前、4 か月前、3 か月前の各月の DAUU がいずれも契約中の Tier の DAUU を超過した場合は、当該 3 か月間の DAUU の平均値（少数点以下は切捨て、各月の $\text{DAUU} \div 3$ で算出）を元に契約更新後の Tier を決定するものとします。また、当該期間の各月 DAUU が契約中の Tier をいずれも下回った場合、各月の DAUU の平均値を元に契約更新後の下位の Tier を決定するものとします。
 - (2) 契約満了日まで 5 か月に満たない日に追加された追加ライセンスについては、申込時の Tier に基づく料金が更新後の契約においても適用されます。
6. 別紙に定める料金表の変更が生じる場合は、IIJ は、変更の 3 か月前までに契約者管理者に通知します。ただし、現在有効な契約に関して、変更後の料金表は、次の更新後の契約から適用されます。IIJ からの料金表変更の通知が契約満了日の 3 か月前を過ぎて通知された場合、変更後の料金表は次々回の更新の契約から適用されます。

第 10 条（支払）

1. 契約者は、第 9 条第 2 項に定める料金及び第 9 条第 3 項に定める追加ライセンスの料金を一括で、第 3 項に定める期日までに支払うものとします。
2. 第 9 条第 4 項に従い契約期間中に Tier の変更があった場合、契約者は、契約中の Tier の月額料金と変更後の Tier の月額料金との差額に契約期間の残存期間の月数を乗じた額を一括で支払うものとします。
3. 支払は以下のいずれかのうち、IIJ が承諾した方法によるものとします。支払方法毎の支払い期限は下記の通りです。

（1）新規契約時及び契約更新時

支払方法	支払期限	備考
クレジットカード	新規契約時：契約成立直後	システムにより自動決済
	契約更新時：更新直後	
銀行振込	新規契約時：契約成立日の翌々月末日	請求書記載の振り込み先に契約者にて期限までに振込が必要
	契約更新時：更新月の翌月末日	

（2）契約期間途中の Tier 変更時とライセンス追加時

支払方法	支払期限	備考
クレジットカード	契約期間途中の Tier 変更時：変更開始月の初日	システムにより自動決済
	ライセンス追加時：追加直後	
銀行振込	契約期間途中の Tier 変更時：変更開始月の翌月末日	請求書記載の振り込み先に契約者にて期限までに振込が必要
	ライセンス追加時：追加月の翌々月末日	

第 11 条（権利の譲渡）

契約者は、第三者に対し、STRIGHT ONE 契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはありません。

第 12 条（サービス仕様の変更と追加）

IIJ は、STRIGHT ONE のサービス仕様を変更するときは、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。ただし、契約者に影響が生じない仕様変更は契約者に通知することなくできるものとします。

第 13 条（第三者への委託）

IIJ は、STRIGHT ONE の提供上必要となる IIJ の業務の一部を、株式会社 IIJ エンジニアリングその他 IIJ が指定する第三者に委託することができるものとします。

第 14 条（個人情報保護）

1. IIJ は、法令及び IIJ が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。
2. IIJ は、STRIGHT ONE の提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - (1) STRIGHT ONE の提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）
 - (2) STRIGHT ONE のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
 - (3) IIJ のサービスに関する情報（IIJ の別サービス又は IIJ の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。
 - (4) STRIGHT ONE のサービス設備への不正アクセス防止などサービス提供基盤の安全確保
 - (5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. IIJ は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、STRIGHT ONE の提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、IIJ は、IIJ の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。
4. 契約者は、STRIGHT ONE 契約を有効に締結したことにより、<https://www.ij.ad.jp/svcsol/agreement/pdf/BRM003.pdf> に表示された Data Processing Addendum（データ保護契約）にも同意したこととなり、データ保護契約は効力を生じます。そのデータ保護契約は、IIJ のサービスに係る約款・規約を表示したウェブサイトに掲載されています。

第 15 条（秘密保持）

1. 契約者及び IIJ は、予め相手方の書面による承諾を得ない限り、STRIGHT ONE の提供及びサポートの履行に際して知り得た相手方の営業上、技術上その他の業務上の情報（書面、電磁的記録その他可視性があり管理可能な媒体にあらわされた情報をいう）を第三者に開示し又は STRIGHT ONE の提供を履行する目的以外で使用できません。ただし、次の各号に掲げるものであって、そのことを証明できるものは、この限りではありません。
 - (1) 相手方から開示を受けた際、すでに公知であったもの、又はその後、自らの責めに帰すべからざる事由によって公知になったもの
 - (2) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら保有していたもの
 - (3) 自ら独自に開発したもの

- (4) 正当な権利を有する第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (5) 法令上の要請又は政府機関からの要請により開示が義務付けられたもの
2. なお、本項の規定は、当該情報の受領後 3 年間有効であるものとします。

第 16 条（メンテナンス）

STRIGHT ONE はメンテナンスのため一定期間停止することがあります。計画メンテナンスの場合は事前に通知しますが、緊急度の高いセキュリティ脆弱性対応や機能改修などがあった場合は契約者への事前通知なしに STRIGHT ONE を一定期間停止することがあります。

第 17 条（損害賠償と免責）

1. STRIGHT ONE のバナースク립ト読込及び同意記録機能（第 1 条（提供機能）2 に定める通り）が全く利用できない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。）になった場合、IIJ が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、IIJ は、契約者の請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を契約者に係る STRIGHT ONE の利用料金から減額します。ただし、第 16 条（メンテナンス）に定める STRIGHT ONE のメンテナンスによる停止の場合を除きます。
2. 契約者が前項に定める請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
3. 第 1 項の場合を除き、IIJ は、契約者が STRIGHT ONE の利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。

第 18 条（サービスの廃止）

1. IIJ は、都合により STRIGHT ONE の全部又は一部を廃止することがあります。
2. IIJ は、前項の規定により STRIGHT ONE の全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、電磁的な方法により、その旨を通知します。
3. IIJ は、第 1 項の規定により、STRIGHT ONE の全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、すでに支払われた料金のうち、残存期間に相当する額を返金するものとします。

第 19 条（契約者の義務）

1. 契約者は STRIGHT ONE を利用するにあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 契約者は、契約申込時に提供する情報が正確かつ最新であることを保証し、その情報に変更があった場合には速やかに更新する義務を負います。
 - (2) 契約者は、自身のアカウント情報（ID、パスワードなど）を第三者に開示せず、適切に管理する責任を負います。また、自身のアカウントを使用して行われたすべての活動について責任を負います。
 - (3) 契約者は、STRIGHT ONE の利用に関して、適用されるすべての法令、規則、および規制を遵守するものとします。

- (4) 契約者は、STRIGHT ONE をその提供目的に従って利用し、他の契約者やサービス提供者の権利を侵害する行為を行わないものとします。
2. 契約者は STRINGT ONE の利用において、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) STRIGHT ONE を不正に利用すること、またはその試みを行うこと。これには、STRIGHT ONE の脆弱性を探る、検証する、または侵害する行為が含まれます。
 - (2) 他の契約者に対して迷惑行為、嫌がらせ、脅迫、またはその他の妨害行為を行うこと。
 - (3) 虚偽、誤解を招く情報、または誤った情報を提供すること。
 - (4) 第三者の知的財産権、プライバシー権、またはその他の権利を侵害する行為を行うこと。
 - (5) 他の契約者のアカウント、コンピュータシステム、またはネットワークに不正にアクセスすること。
 - (6) スパムメール、ウイルス、マルウェア、またはその他の有害なコンテンツを配布すること。
3. 契約者が第 1 項及び第 2 項に違反した場合、IIJ は、IIJ の裁量で STRIGHT ONE の停止、解除又は/及び利用者に対する損害賠償の請求をできるものとします。

第 20 条（知的財産）

1. STRIGHT ONE のサービス、ドキュメント及びノウハウその他知的財産権等（サービスやドキュメント及び契約者が提供したアイデアやフィードバックに関連して発生した知的財産権を含む）全ての権利は IIJ に帰属します。本規約で明示的に許可された場合を除き契約者に当該知的財産権等に関する権利は与えられません。
2. IIJ が契約者にテンプレートなどのドキュメントを作成又は提供した場合、当該ドキュメントにかかる権利は IIJ に帰属するものとします。IIJ は、契約者がこのドキュメントを社内でのみ使用するための権利を契約期間中及び契約終了後も永続的に与えます。
3. 契約者のデータ（STRIGHT ONE からの出力データ含む）は、IIJ に移転しないものとします。
4. STRIGHT ONE のソフトウェアのいかなる部分についても、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、またはその他の方法でソースコードを解析することを試みてはなりません。これには、本サービスの基盤技術、アルゴリズム、プロトコル、インターフェース、またはその他の知的財産権に関する情報を取得することを目的としたあらゆる行為が含まれます。

第 21 条（その他サービス提供条件）

1. 契約者は、外部送信規律機能から出力した HTML ファイルは該当の Web サイトが STRIGHT ONE の契約の対象である場合のみ、契約者の Web ページに掲載することができるとします。なお、STRIGHT ONE の契約の対象でない Web ページで HTML ファイルを公開することはできません。

2. 契約者は、STRIGHT ONE の料金表含むすべてのドキュメント及びサポートで回答した内容を第三者へ開示できないものとします。
3. IIJ は、法域テンプレートに含まれる国・地域の設定情報にかかる正確性の保証を行わないものとします。当該情報にかかる内容は契約者が確認するものとします。
4. IIJ は、STRIGHT ONE で提供するサービス辞書の利用者情報、目的、企業名などの正確性及び完全性の保証を行わないものとします。サービス辞書の利用にかかる責任は契約者が負うものとします。
5. IIJ は、STRIGHT ONE を善良な管理者の注意をもって提供するものとします。前項に定める他、IIJ は STRIGHT ONE の表示内容・設定内容について、その正確性、完全性、合目的性、第三者の権利を侵害していないことその他の質的事項についての保証は行わないものとします。IIJ は STRIGHT ONE の設定内容・表示内容について、契約者又は第三者に損害が生じた場合も、利用料金の減額、損害賠償その他一切の責任を負いません。契約者は、契約者の責任において STRIGHT ONE の設定及び表示内容に関する全ての経営上の判断・利用するか否かの判断を行うものとし、IIJ はこれらの判断につき契約者、契約者の子会社又は関連会社に対し一切の責任を負いません。

第 22 条（管轄裁判所及び準拠法）

本規約又はこれに関する紛争に係る事件の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

お問い合わせ窓口

本規約に関するお問い合わせはソリューションポータルのお問い合わせ機能を使ってお問い合わせください。

附則

令和 6 年 10 月 29 日施行

この規約は令和 6 年 10 月 29 日から実施します。

令和 6 年 12 月 17 日施行

この規約は令和 6 年 12 月 17 日から実施します。

以上

別紙 1：料金表

1. 料金表

料金はライセンス毎に DAUU（Daily Average Unique User：日次平均ユニークユーザ）を元に決定されます。料金テーブルは下記の通りです。

Tier	-	Daily Average Unique User (DAUU)	年額（円）税抜	月額（円）税抜
Tier1	<	500,000	117,600	9,800
Tier2	<	600,000	620,400	51,700
Tier3	<	700,000	729,600	60,800
Tier4	<	800,000	817,200	68,100
Tier5	<	900,000	898,800	74,900
Tier6	<	1,000,000	999,600	83,300
Tier7	<	1,500,000	1,557,600	129,800
Tier8	<	2,000,000	2,091,600	174,300
Tier9	<	2,500,000	2,553,600	212,800
Tier10	<	3,000,000	3,136,800	261,400
Tier11	<	3,500,000	3,723,600	310,300
Tier12	<	4,000,000	4,306,800	358,900
Tier13	<	4,500,000	4,891,200	407,600
Tier14	<	5,000,000	5,474,400	456,200

2. DAUU の定義

- (1) DAUU は各月で計測し、日次ユニークユーザ数の合計÷各月の日数で計算します。新規契約時及びライセンスの追加購入時は、契約者が導入予定の Web サイトの DAUU を算出するものとします。契約後は STRIGHT ONE サービス設備にて実績を元に各月の DAUU を算出します。
- (2) 日次ユニークユーザ数は 24 時間以内のユニークなユーザ数（正確には同じブラウザ）となります。ただし、24 時間以内の同じブラウザからの再訪問はカウントされません。日次ユニークユーザ数は STRIGHT ONE のダッシュボードで確認が可能です。

別紙 2：スポットサポート提供条件

1. サポート範囲

サポート範囲は、法規制関連については、世界各国のプライバシー保護関連規制が求める端末装置への情報の読み書きに関する規制（いわゆるクッキー等規制）に関して、当該規制が求める要件を満たしているかのチェックやクッキーポリシー作成等の文書作成支援及び各国規制に関する情報提供及び質疑（支援対象国の限定なし）とします。テクニカル関連については、STRIGHT ONE の実装に関わる問い合わせ回答（QA）、実装方法のレクチャー及び設定代行作業とします。

2. 料金

本サポートの利用にあつては、作業時間 15 分毎に 10,000 円となります。

3. 課金

- (1) IIJ は、契約者からの本サポートに該当する問い合わせ受付後、当該問い合わせの回答に必要な時間を「作業時間」として算出し、その内容を契約者に通知します。契約者は、当該通知を受け、IIJ に対し本サポートの利用の申込みを行うものとします。
- (2) IIJ は、前項の申込み受領後に本サポートの回答作成に着手するものとします。ただし、IIJ が、作業時間を「15 分以下」と算定した場合、前項に定める IIJ からの作業時間の通知及び契約者の利用申込みを受領することなく、本サポートの回答作成に着手します。この場合、契約者、作業時間を「15 分以下」とした本サポート利用料を支払うものとします。
- (3) IIJ は、本サポートの回答作成後、本サポートの回答及び実際に回答作成に要した作業時間を契約者に対し通知（以下「完了通知」といいます。）するものとします。本サポート利用料は、完了通知で通知される作業時間に応じて決定されるものとします。ただし、完了通知で通知される作業時間が、1.で定める作業時間を超過した場合、1.で通知した作業時間に基づき、料金が決定されるものとします。なお、本サポートの支払条件は 10 条 3 項の定めにかかわらず毎月 20 日締め、翌々月末払いとします。支払い方法はライセンス契約で契約者が選択した 10 条 3 項記載の支払い方法とします。
- (4) 契約者は、完了通知受領後 5 日以内に、IIJ が定める方法により完了確認を行うものとし、当該完了確認を以て本サポートの提供完了とします。完了確認が完了通知受領後 5 日以内に行われない場合は、完了確認がなされたものとみなされるものとします。

4. 免責事項

問い合わせの回答内容に関して、IIJ は、その正確性、完全性、合目的性その他の質的事項について保証を行わないものとします。IIJ は、回答内容の利用により契約者又は第三者に損害が生じた場合も、利用料金の減額、損害賠償その他一切の責任を負いません。契約者は、契約者の責任において本回答に関する全ての経営上の判断、本回答の検討・利用に関する判断及び本

回答が契約者の目的に適合するか否かの判断を行うものとし、IIJ はこれらの判断につき契約者、契約者の子会社又は関連会社に対し一切の責任を負いません。